

利用料金(介護保険給付一部負担金) 1割

1

<訪問リハビリテーション>

◎訪問リハビリテーション費 20分につき自己負担額 308円

～加算料金について～

① サービス提供体制強化加算

20分につき自己負担額 6円

② 短期集中リハビリテーション実施加算(1日20分以上週2回以上の提供)

○退院・退所日または認定日から起算して3月以内の場合

1日につき自己負担額 200円

③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(1日20分以上週2回限度で提供)

○退院・退所日または認定日から起算して3月以内の場合

生活機能の改善が見込まれると判断された方に
医師の指示を受けリハビリ実施した場合 1日につき自己負担額 240円

④ リハビリテーションマネジメント加算 (A)イ・(A)ロ

1月につき自己負担額 (A)イ 180円

” (A)ロ 213円

事業所医師が利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得た場合 270円

⑤ 退院時共同指導加算

リハビリテーション事業所の医師・PT・OT等が病院の退院前カンファレンスに参加した場合
リハビリテーションに関わる情報の共有・在宅でのリハビリテーションに必要な指導の実施

1回の自己負担額 600円

<介護予防訪問リハビリテーション>

◎介護予防訪問リハビリテーション費 20分につき自己負担額 298円

～加算料金について～

① サービス提供体制強化加算

20分につき自己負担額 6円

② 短期集中リハビリテーション加算(1日20分以上週2回以上の提供)

○退院・退所日または認定日から起算して3月以内の場合

1日につき自己負担額 200円

③ 退院時共同指導加算

リハビリテーション事業所の医師・PT・OT等が病院の退院前カンファレンスに参加した場合
リハビリテーションに関わる情報の共有・在宅でのリハビリテーションに必要な指導の実施

1回の自己負担額 600円

<その他>

◎公費負担医療の対象の場合

資格証明を確認し、サービス提供表に従い公費適用後の本人負担を徴収します。

- (1) 身体障害者福祉法の更正医療
- (2) 原爆被爆者援護法の一般疾病医療費
- (3) 特定疾患治療研究事業
- (4) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業など

◎その他

交通費 射水市内を超える地域は訪問にかかる交通費実費
(片道おおむね5km以上は、1kmを増すごとに60円)